

令和7年度商店街NEXTリーダーセミナー開催業務 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する令和7年度商店街NEXTリーダーセミナー開催業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される委託予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の背景と目的

商店街は地域商業の中核的機能を有しているとともに、地域コミュニティの拠点としても重要な役割を担っているが、県内約8割の商店街で衰退傾向を感じているなど厳しい状況にあり、その中には、活動する上での人手不足やリーダーの不在・力不足という課題を抱えている商店街がある。

このような商店街が今後持続的かつ自立的に発展できるよう、新たなリーダーや担い手となり得る人物を対象に、商店街活性化やまちづくりの手法について学び、地域の課題を解決する能力を身につける機会を提供する。

2 募集業務の概要

別紙仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

4 委託料の上限

金4,999,500円（消費税及び地方消費税を含む）

5 企画提案に応募できる資格要件等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和6年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (7) 本業務を円滑に履行できる体制が整備できること。

6 企画提案事項

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行う。

- (1) 参加者像と到達目標
- (2) 開催概要
 - イ セミナーの開催時期
 - ロ セミナーの開催時間及び場所
 - ハ セミナーの開催内容（実地研修先、講師及び講義内容等）
- (3) 受講者の募集方法
 - イ 効果的な募集のための方策及び活用する媒体
 - ロ 応募者が募集人数の6割に満たない場合の対応方法

7 質問受付及び回答

企画提案に関する質問は、質問書（様式第1号）の提出により行うこと。（口頭及び電話による質問には応じない。）

- (1) 受付期間 令和7年4月10日（木）から4月18日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 宮城県経済商工観光部商工金融課商業振興班
- (3) 提出方法

指定様式（様式第1号）を電子メールで提出すること。

メールアドレス：syokokins@pref.miyagi.lg.jp

- (4) 回答

回答は、商工金融課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月12日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (3) 提出先 宮城県経済商工観光部商工金融課商業振興班

宮城県行政庁舎14階（北側）

- (4) 提出書類

イ 企画提案届出書（様式第2号） 1部

ロ 企画提案書 8部

規格：A4版、片面印刷で10ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない。）

表紙を付けページの通し番号を記載すること。

表紙には、応募者の名称を記載すること。

- ハ 過去の類似業務の実績 8部
- ニ 企画提案募集条件に係る宣誓書（様式第3号） 1部
- ホ 経費参考内訳書（様式第4号） 1部

(5) 提出後の変更等

提出書類の差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出書類は一切返却しない。

(6) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

イ 企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領に従っていない場合

ハ 下記9に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

ニ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

ヘ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(7) その他

イ 企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。

ロ 企画提案書の再提出は、認めない。

ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後内容について説明を求めることがある。

9 契約相手方の決定

(1) 委託予定者の選定

令和7年度商店街NEXTリーダーセミナー開催業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案内容を総合的に審査し、最も効果的な企画を提案した1者を委託予定者として選定する。

(2) 審査方法

イ 企画提案書及び提案者からのプレゼンテーションを採点評価し、評価点の総計が満点の6割を超える者のうち、最も高い者を委託予定者として選定する。

ロ イにおいて、評価点の総計が最も高い者が複数ある場合は、選定委員会で協議の上、委託予定者を選定する。

ハ 企画提案者が3者を超えた場合は、プレゼンテーションに先立ち一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーションに参加する上位3者を選定する。

(3) 審査項目及び配点

評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

	審査項目	評価の視点	配点（点）
1	参加者像と到達目標	○商店街の新たなリーダーや担い手創出に寄与するものになっているか	10
2	開催概要	○時期・時間・場所は県内から広く受講者を集められるようになっているか	50

		○開催内容は受講者の今後の活動に必要な知識・技術が身につくものか ○実地研修先は魅力的なものか ○開催内容は地域課題の解決のために効果的なものか ○提案内容は実現性があるか	
3	受講者の募集方法	○募集方法は効果的なものか ○応募者が募集人数の6割に満たない場合の対応方法は効果的なものか ○提案内容は実現性があるか	30
4	類似業務の実績	○類似業務の経験又はバックグラウンドとなる知識はあるか	10
合計			100

(4) 企画提案者が3者を超えた場合の一次審査（書面審査）

企画提案者が3者を超えた場合は、下記のとおり一次審査を実施して上位3者を選定する。

イ 一次審査の実施日

令和7年5月16日（金）を予定

ロ 実施方法

企画提案書を上記（3）により審査し、上記（2）のイ及びロの方法に準じて採点評価する。

ハ 一次審査結果の通知

審査終了後、速やかに全ての企画提案者に電子メールで通知する。

(5) プレゼンテーション

事前に提出された企画提案書に基づき、選定委員に対しプレゼンテーションを行うものとする。

プレゼンテーションは提案者ごとに実施する。

イ プレゼンテーションの実施日

令和7年5月20日（火）を予定 ※日時及び実施場所は別途案内する。

ロ 実施方法

(イ) 出席者は、1提案者につき3名以内とし、対面で行うものとする。

(ロ) 1提案者当たりの持ち時間は30分（説明15分、質疑応答10分、評価5分）とし、県が指示した時間から順次個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーションに出席しない提案者の企画提案は、無効とする。

(ニ) 事前に提出された企画提案書（書面）に基づいて説明を行うこととし、プロジェクター及びパソコンの使用並びに当日の追加資料の配付等は認めない。

(6) 審査結果の通知

審査終了後、速やかにプレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に文書で通知する。

10 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された委託予定者に本業務を委託することとする。県は、選定され

た委託予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。

なお、選定された委託予定者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた提案者を委託予定者とする。

また、本業務の実施に関して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、県と委託予定者と協議の上決定するものとし、実際の業務内容や進め方については、随時県と協議して決定する。

契約の手法については、紙媒体によるものか、発注者（県）が指定する電子契約サービスによる電子契約のいずれかを選択することが出来る。電子契約を希望する場合は、委託予定者の選定後、契約締結手続の前に電子契約利用同意書（別記様式第1号）を発注者（県）へ提出すること。

11 企画提案に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告 令和7年4月10日（木）
- (2) 質問受付 令和7年4月10日（木）から
令和7年4月18日（金）午後5時まで
- (3) 質問回答 令和7年4月24日（木）
- (4) 企画提案書の提出締切 令和7年5月12日（月）
- (5) 3者を超えた場合の一次審査（予定） 令和7年5月16日（金）
- (6) プレゼンテーション（予定） 令和7年5月20日（火）
- (7) 選定業者の発表（予定） 令和7年5月下旬
- (8) 選定業者との契約に関する準備（予定） . . . 令和7年5月下旬
- (9) 契約締結（予定） 令和7年6月上旬

12 企画提案募集に当たる広報

企画提案募集要領及び企画提案に係る仕様書については、令和7年4月10日（木）から、宮城県出納局契約課及び宮城県経済商工観光部商工金融課のホームページに公開する。

13 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 発注者（県）と委託予定者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上決定するものとする。なお、協議が整わない場合は、委託予定者を変更することがある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集を延期又は取りやめることがある。